

商業登記法

【各論】

《株式会社の登記》

〈設立〉

(設立全般)

- ◇ 会社設立の登記を申請する場合、申請書に記載すべき事項は登記用紙と同一の用紙に記載しなければならないが、この場合、『登記用紙を起こした事由及び年月日』欄には、『設立』とのみ記載する(規68 I)。
※設立登記は形成登記である為。

◇ 株式に関する事項

定款の絶対的記載事項(商166)	定款または発起人全員の同意(商168の2)
①会社が発行する株式の総数	①株式の 種類及び数
②額面株式を発行するときは1株の金額	②株式の 発行価額
③会社の設立に際して発行する株式の総数 並びに額面・無額面の別及び数	③株式の発行価額中資本に組入れざる額

- ◇ 宗教法人を発起人として、設立登記の申請はすることができる(昭52. 8. 15民四4079号)。
- ◇ 現物出資をする者の氏名、現物出資の目的財産及びその価格等は、定款に記載しなければその効力を生じない(商168 I ⑤)。
- ◇ 現物出資の目的たる財産が不動産の場合、不動産鑑定士の鑑定評価に基づく弁護士の証明書には、証明者として押印した弁護士の印鑑につき、所属弁護士会の発行に係る印鑑証明書の添付を要する(平2. 12. 25民四5666号)。
- ◇ 取締役及び監査役の調査報告書に記載すべき事項(商173の2 I)
 - ①不動産鑑定士の鑑定評価に基づく弁護士の証明書の相当性
 - ②現物出資の目的たる財産について定款に定めた価格の相当性
 - ③会社の設立に際して発行する株式の総数についての引受の有無
 - ④払込又は現物出資の給付の有無
- ◇ 取締役会議事録に出席取締役から調査すべき事項に不当はない旨の報告があり、出席監査役もこれに同意した旨の記載があったとしても、当該議事録をもって取締役及び監査役の調査報告書に代えることはできない(登記研究599-168、商事法務1316-40)。
- ◇ 設立に際して、原始定款で優先配当額の上限しか定めていない会社が当該優先株式を発行する場合には、その具体的な優先配当額を発起人全員で定めなければならないが、この場合、設立登記の申請書の一部として『**発起人全員**の同意書』を添付する(商168の2①、80③、平2. 12. 25民四5666号)。

- ◇ 定款認証後に、本店を他の法務局又は地方法務局の管轄内に移転した場合、改めて変更後の本店所在地管轄内の公証人の認証を受けなければならない(登記研究468-99)。

(発起設立)

- ◇ 発起設立における取締役及び監査役の選任は、発起人の全員の同意や頭数の過半数ではなく、発起人が設立中の会社の社員たる株式引受人として有する議決権の過半数をもって決する(商170 I III)。
- ◇ 発起設立の場合には、株式の払込みを取り扱う銀行又は信託会社を変更したときであっても、裁判所の許可を得ることを要しない(商170 II)。
⇨募集設立の場合には、裁判所の許可を要する(商178)。
※新株発行時は、募集設立・発起設立を問わず、裁判所の許可を要する(280の14①)。
- ◇ 発起設立における取締役及び監査役の選任は発起人の議決権の過半数をもって決せられるが、選任方法については明文の規定はなく、定款で取締役及び監査役を定めることもでき、当該定款を、その取締役及び監査役就任承諾を証する書面として援用することができる。
⇨募集設立の場合、取締役及び監査役は、創立総会において選任することを要する(商183)。
- ◇ 発起設立において、変態設立事項に変更を加える裁判(決定)がなされたときはその『裁判の謄本』を添付しなければならない(80⑤)。
⇨募集設立においては、裁判所の変更命令に相当する権限は創立総会によって行使されるため、『創立総会議事録』を添付する(80⑦)。
- ◇ 株式会社の発起設立あるいは有限会社の設立登記前において、**発起人全員**あるいは設立前の**社員全員**の同意をもって、定款を変更した場合には、当該変更を明らかにし、発起人あるいは社員が署名した書面に公証人の認証を要する(昭32. 8. 30民甲1661号)。

(募集設立)

- ◇ 払込期日と創立総会の開催日の間に、2週間の期間がない場合には、『株式引受人全員の同意書』の添付が必要となる(商180 I III・232 I)。
※総会に株式引受人全員が出席して議決権を行使していることが認められる場合には、同意書の添付を省略することができる(昭39. 10. 1民甲3196号)。
- ◇ 創立総会の決議要件は、出席したる株式引受人の**議決権の3分の2以上**にして、かつ、**引受ありたる株式総数の過半数**である(商180 II)。
- ◇ 募集設立の場合には、創立総会において取締役の選任がなされるが、創立総会での選任方法につき、累積投票によることができる旨の規定はない(商183)。

- ◇ 創立総会において定款を変更したときは、会社の機関たる総会の議事録にその議事の経過及び結果が記載されるので、その変更の証明としてはこれで十分であり、当該変更について公証人の認証を受けることを要しない(昭15. 4. 17民甲476号)。
⇒株式会社の**発起設立**及び**有限会社の設立**の場合には変更部分につき公証人の認証が必要(昭32. 8. 30民甲1661号)。
※但し、裁判所の変更命令による場合には、公証人の認証不要。
- ◇ 引受のあった株式数が定款所定の会社の設立に際して発行する株式の総数に満たない場合であっても、創立総会において、その総数を引受のあった株式の数まで減少する定款変更決議をしたときは、その減少につき、株式引受人全員の同意がある場合には、当該設立登記を申請することができる(昭33. 1. 13民甲82号)。
※原則として、創立総会は、会社の設立に際して発行する株式の総数の全部の払込み及び現物出資の給付がない場合には、召集することができない。
- ◇ 募集設立において、取締役及び監査役の中に、発起人から選任された者がいる場合には、創立総会において検査役を選任し、取締役及び監査役の調査事項を調査させることができ、この場合には、『検査役の調査報告書及びその付属書類』を添付する(80④、商184Ⅲ)。
⇒発起設立においては、このような規定はない。
- ◇ 定款に変態設立事項の定めのある会社が、検査役の選任手続をすることなく召集された創立総会において、その定款の規定を削除した旨の記載ある議事録を添付して設立登記の申請をすることができる(昭32. 2. 15民四23号、登記研究480-98)。
- ◇ 創立総会において検査役を選任した場合でも、検査役の調査報告書の他、『取締役及び監査役の調査報告書及び付属書類』を添付することを要する(昭35. 9. 5民甲2222号)。

〈商号変更〉

〈目的変更〉

〈本店移転〉

- ◇ 他の登記所の管轄区域内への本店移転の場合には、旧本店所在地の登記所に新旧両登記所宛の申請書各一通を同時に提出するが、登記官の審査は各登記所において各別になされるので、代理権限証書は各登記所に対し一通ずつ添付することを要する(92、57Ⅲ)。
- ◇ 破産宣告後における当該会社の本店移転の登記の申請は、破産管財人の破産財団の管理処分権に属さないので、当該会社の代表取締役の申請による(昭56. 6. 22民四4194号)。
※破産宣告によって、取締役会及び代表取締役という会社の機関自体はなくなり、新たに取締役及び代表取締役の選任がなされない限り、破産宣告当時の取締役及び代表取締役がなおその権利義務を有する。

- ◇ 会社更正手続開始の申立てがなされ、保全管理人が選任されている場合、会社の事業の経営権及び会社財産の管理処分権は保全管理人に専属するため、本店移転の登記申請は、保全管理人によってなされる(昭57. 6. 29民四4230号)。
- ◇ 管理人のある整理会社においては、会社の代表、業務執行並びに財産の管理及び処分を有する権限は、管理人に属するため、当該会社の変更登記は、管理人が申請する(昭31. 8. 23民甲1963号)。

〈支店の設置・移転及び廃止〉

- ◇ 新支店の所在地において支店設置又は支店移転の登記を申請する場合、役員の就任年月日は登記用紙の役員欄と同一の用紙に記載することを要しない(56Ⅲ、商188Ⅱ⑦参照)。
- ◇ 取締役の過半数が出席した取締役会において、その出席取締役の3分の1をもって支店設置の決議をした場合、申請書に『定款』を添付しても、その登記の申請は受理されない。
⇒取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってなされ、定款をもってこの要件を加重することができるが、**軽減不可**(商260の2Ⅰ)。

〈取締役・代表取締役及び監査役の変更〉

(取締役の変更)

〔就任〕

- ◇ 株主総会に株主全員が出席していることが認められない場合には、取締役の変更登記の申請書に、株主総会の招集期間短縮につき株主全員の同意を得た旨の記載のある株主総会議事録を添付しても、これを株主全員の同意書とすることはできない(登記研究468-98)。
- ◇ 取締役の就任による変更登記の申請書には、取締役の選任を証する株主総会議事録の添付を要し、当該議事録には議長並びに出席した取締役が**署名**しなければならないが、押印までは要求されていない(79Ⅰ、商244Ⅱ)。
※記名捺印をもって署名に代えることができる(商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律)。
- ◇ 外国文字をもって作成された株主総会議事録を添付してなされた内国株式会社の取締役の変更登記の申請は、当該議事録に代表取締役の作成に係る翻訳文が添付されている場合であっても、受理されない(昭60. 7. 8民四3952号)。
- ◇ 裁判所が選任した会社の職務代行者が招集した臨時株主総会において取締役を選任した場合において、取締役の変更登記を申請する場合には、『裁判所の許可書』の添付を要する(昭34. 11. 6民甲2448号)。
※定時株主総会の招集は、会社の常務に属する行為であるため、職務代行者がこれを招集する場合であっても、裁判所の許可を要しないが、臨時株主総会の招集は、会社の常務に属する行為ではないため、職務代行者がこれを招集する場合には裁判所の許可を要する。

- ◇ 取締役及び監査役の全員が再選重任したとして、『全員の重任が可決確定した。』旨の記載だけがあつて、取締役及び監査役の氏名のない株主総会議事録を添付して役員の変更登記の申請をすることはできない(登記研究245-73)。
- ◇ 仮取締役等が選任された場合、その登記は裁判所の囑託によりなされる(非訟139④)。
- ◇ 株式会社の取締役の職務代行者の選任登記の登録免許税は、**資本の額を問わず**1件につき、本店所在地において3万円、支店所在地において9,000円である。
⇒役員変更(登録税別表1. 19. (1)ル)

〔退任〕

- ◇ 取締役の任期満了・辞任により、後任取締役が選任された場合において、その員数が定款又は法律に定める定数に満たないときは、退任又は辞任による登記は受理されず、新たに選任された取締役について就任の登記のみ申請することができる(昭30. 5. 23民甲1008号)。
※新たに選任された者の中に権利義務を有する者がいる場合には、その者についてのみ、退任、就任の登記を申請することができる。
- ◇ 定款をもって取締役の任期を任期中の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまで伸長する旨定めてある場合において、定時株主総会が定款所定の期間内に開催されたが終結にいたらず、延期または続行されたときは、その延会または続行会の終結の時まで任期は伸長される(昭36. 8. 8民甲1909号)。
※定時株主総会が2日間にわたって行われた場合、第1日目に役員選任の決議がされても、任期満了により退任する取締役の変更登記の申請書に記載すべき日は、総会の終結した日である(昭38. 5. 18民甲1356号)
- ◇ 取締役の解任により、法律または定款に定めた員数を欠く場合でも、その解任登記を申請することができる。
※欠格事由に該当する場合も同じ。
- ◇ 商法257条3項により、取締役の解任判決が確定した場合には、当該取締役の解任の登記は裁判所の囑託によりなされる(非訟139④)。
- ◇ 役員任期が定時総会の終結をもって満了する旨の定款の定めがある場合に、役員改選にあたり、定時株主総会の議事録に『本定時株主総会の終結をもって任期満了退任する』旨の記載があるときは、退任を証する書面として『定款』の添付不要(昭53. 9. 18民四5003号)。
- ◇ 死亡による退任の場合、議事録中にその旨の記載があつても、退任を証する書面として代えることはできない。

(代表取締役の変更)

[就任]

- ◇ 申請書に取締役及び監査役(小会社を除く)全員の同意により召集手続を省略して開催された旨の記載のある取締役会議事録を添付した場合、取締役及び監査役(小会社を除く)全員の出席の有無にかかわらず、別途同意書の添付不要(商259の3、登記研究376-90)。
- ◇ 株式会社においては定款の定めをもってしても、代表取締役の選任を株主総会の権限に留保することはできない(昭26. 10. 12民甲1983号)。
- ◇ 定款に別段の定めがない限り、取締役全員を代表取締役とすることも可。
- ◇ 代表取締役のうち少なくとも1名は日本に住所を有している者でなければならない。
※外国会社の日本における代表者についても同様。
- ◇ 現任取締役の全員が株主総会において再選されることにより、改選の前後を通じて取締役に変動がなく、かつ合理的な期間内(1カ月程度)である場合に限り、代表取締役を予選することができる(昭41. 1. 20民甲271号)。
- ◇ 会社継続の場合において、従前の清算人又は代表清算人が代表取締役に就任し、従前と同一の印鑑を使用する場合であっても、規則82条2項の再任にはあらず、原則どおり、その就任承諾書の印鑑につき、市区町村長作成に係る『印鑑証明書』の添付を要する(規82Ⅱ)。
- ◇ 規則82条2項(実在保証)の規定は、合併及び組織変更による**設立**の場合には、適用が除外されているが、一方、吸収合併による存続会社の変更登記の場合には、原則どおり代表取締役の就任承諾書には市区町村長作成に係る『印鑑証明書』を添付する(規82Ⅱ)。
- ◇ 共同代表取締役のうちの1名が適法に取締役会議事録に届出印をもって押印すれば、規則82条3項但書が適用され、市区町村長作成に係る『印鑑証明書』の添付不要(規82Ⅲ)。
- ◇ 資本の額が1億円を超える株式会社において、前任の代表取締役が監査役として権限を持って新代表取締役を選任する取締役会に出席し、取締役会議事録に登記所に提出している印鑑を押印した場合にも、規則82条3項但書は適用される(登記研究370号)。
- ◇ 代表取締役の改印届と同時に当該代表取締役の重任による変更登記の申請がなされた場合に、取締役会議事録に改印後の印鑑が押印されている場合でも、規則82条3項但書が適用され、市区町村長作成に係る『印鑑証明書』の添付不要(登記研究347)。
- ◇ 外国人が代表取締役に就任した場合には、代表取締役の就任による変更登記の申請書に、規則82条2項(実在保証)の印鑑証明書に代えて、同人のサインにつき本国官憲の作成した証明書を添付することができる(昭48. 1. 29民四821号)。

- ◇ 会社更正計画で定められた代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、『取締役会議事録』を添付することを要しない(会更252Ⅱ)。

〔退任〕

- ◇ 『取締役の任期満了につき選任の件』を議案とする株主総会において取締役の解任並びに選任の決議をした場合には、提出議案と決議内容が異なるので、その決議に基づく取締役の変更の登記は受理されない(昭38. 10. 9民甲2817号)。
- ◇ 代表取締役たる取締役が、取締役を辞任し、取締役として権利義務を有しない場合には、たとえ代表取締役の員数を欠く場合でも、代表取締役の資格喪失による退任登記の申請可。

(共同代表の定め)

- ◇ 共同代表の定めは**取締役会**の決議によることを要し、定款に共同代表の定めがある場合でも、『定款』を添付して共同代表の定めを登記することはできない(昭52. 9. 1民四4451号)。
- ◇ 共同代表の定めの対象となっている代表取締役のうち1人が死亡、辞任その他の事由により退任した場合でも、他の代表取締役が単独で会社を代表不可(昭38. 8. 30民甲2494号)。
⇒代表権の制限されている代表取締役の全員が退任したときは、共同代表に係る代表取締役の退任登記と同時に共同代表に関する規定の**消滅**の登記も申請しなければならない。
- ◇ 共同代表取締役の全員が再選され、共同代表に関する定めも同一内容で決議された場合でも、共同代表に関する定め**の消滅及び設定の登記申請を**しなければならない。

(監査役の変更)

〔就任〕

〔退任〕

- ◇ 有限会社を組織変更し株式会社とする社員総会で選任された監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時総会の終結までである(商273Ⅱ、昭36. 4. 27民四77号)。
- ◇ 数名の監査役の中の1名が任期途中で退任し、その後継者として2名の監査役が選任され、そのうちいずれの者が退任者の補欠であるのかが明らかでない場合には、いずれの監査役についても商法273条3項の適用はなく、その任期は、原則どおり就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結までである(昭49. 8. 14民四4637号)。
- ◇ 小会社において、その資本の額が1億円を超えることとなったことは登記簿より明らかであるから、監査役の退任登記の申請書には、『定時株主総会議事録』を添付すれば足り、『最終の貸借対照表』の添付は不要である(昭57. 7. 20民四4455号)。
※定時総会議事録に決算期の記載がないときは、更に定款等の決算期を証する書面を添付。
⇒小会社において、その負債の合計金額が200億円以上になったことによる監査役の退任登記の場合には、『最終の貸借対照表』を添付する(同先例)。

〈会社が発行する株式の総数の変更〉

- ◇ 新株発行決議が適法な枠内発行であれば、当該新株発行決議の効力が発生することを条件として新株発行後の4倍まで、会社が発行する株式の総数の変更可(最判昭37. 3. 8)。
 - ⇨ 授権株式数を超える新株発行がなされた後、新株発行後の株主全員が出席した株主総会において、枠外発行を前提として授権株式数を増加する定款変更決議がなされた場合、当該新株発行による変更登記は受理される(昭57. 11. 12民四6853号)。
- ◇ 取締役会で枠外発行の決議をした後、同日開催の株主総会において当該枠外発行がされることを条件に、授権資本の拡大決議をして、実際に枠外発行がされた場合、これに基づく変更登記申請は受理されない(昭45. 6. 29民四468号)。
 - ※株主総会の決議の効力を無効原因のある枠外発行にかからしめることはできない。

〈一単位の株式の数の設定・変更及び消滅〉

- ◇ 一単位の株式の数の設定の添付書類

		法定単位数	委任状以外の添付書類不要
上場会社	定款で定めた数	法定単位数超	①株主総会議事録
		法定単位数未満	①株主総会議事録 ②最終の貸借対照表
非上場会社	定款で定めた数	法定単位数以上	①株主総会議事録
		法定単位数未満	①株主総会議事録 ②最終の貸借対照表

- ◇ 上場会社が5万円を額面株式1株の金額で除して得た数(法定単位数)を一単位の株式として数として登記を申請する場合、委任状以外の添付書類は不要(昭57. 7. 20民四4455号)。
 - ※株主総会議事録及び最終の貸借対照表は不要。
- ◇ 一単位の株式の数を、法定単位数又は定款で法定単位数(5万円÷額面株式1株の金額)以上の数を設定した場合には、『最終の貸借対照表』の添付は不要。
- ◇ 上場会社にあつては、単位株に関する規定は強制適用されるため、昭和56年改正法施行の際の上場会社については改正法施行日、改正法施行日以後に上場会社となった会社については、その株式が証券取引所に上場された日から本店所在地において、2週間内にその登記を申請することを要する(昭57. 7. 20民四4455号)。
 - ※実際は、新規上場する会社は上場前に一単位の株式の数の設定の登記をするので、現時点で一単位の株式の数の設定の登記を申請するのは非上場会社だけであると考えてよい。

〈新株発行〉

- ◇ 全て金銭による払込がされた場合には、必ず『株式の申込を証する書面』を添付して新株発行による変更登記を申請しなければならない(昭26. 10. 1民甲2026号)。
 - ※『株式引受を証する書面』を申請書に添付するのは、現物出資の場合に限られる。

- ◇ 通常の新株発行の際に株主に新株引受権を与えた場合でも、新株引受権を譲渡することができる旨を定めていないときは、『新株引受権証書』を添付して新株発行による変更登記を申請することはできず、『株式申込証』を添付してする。
⇒新株引受権を譲渡することができる旨を定めた場合にのみ、譲渡を可能にするために、会社は株主に対して新株引受権証書を発行する(商280の6の2)。

- ◇ 新株発行手続においては、原則として新株発行事項の公告または通知が必要であるが、これを証する書面は、新株発行の変更登記申請書に添付することを要しない。

◇ 公告・催告

株主割当	割当日の公告(商280の4②) 失権予告付申込催告(商280の5③)
公募	新株発行事項の公告(商280の3の2)
第三者割当	新株発行事項の公告(商280の3の2)
第三者有利発行	公告・催告は不要
端株・失権株の再募集	公告・催告は不要

※いずれの場合でも、公告等をしたことを証する書面の添付は不要。

- ◇ 株主割当による新株発行の場合には、割当日の2週間前に割当日の公告をしなければならないが、**新株発行決議の日と割当日**との間に2週間の期間がなくても、新株発行による変更登記は受理される(昭39. 4. 7民甲1500号)。

- ◇ 株主割当による新株発行につき、**失権予告付申込催告と申込期日**との間に2週間を置かず新株発行がされた場合、『総株主の同意書』の添付を要する(昭54. 11. 6民四5692号)。
⇒実務においては、失権予告付申込催告をしたことを証する書面が添付書類となっていないため、**新株発行決議の日と申込期日**との間に2週間の期間がないときは、期間短縮に関する『**総株主**の同意書』を添付する。

- ◇ 第三者割当による新株発行において、**新株発行事項の公告と払込期日**との間に2週間をおかないで新株発行がされたときは、『株主全員の同意書』を添付しなければならない。
⇒実務においては、新株発行事項の公告をしたことを証する書面が添付書類となっていないため、**新株発行決議の日と払込期日**との間に2週間の期間がないときは、期間短縮に関する『**総株主**の同意書』を添付する。

- ◇ 単位未満株主からは、公告・通知の期間短縮の同意を得ることを要せず、新株発行による変更登記の申請書に単位未満株主の同意書を添付する必要はないが、同意書の添付のないのが単位未満株主であることが株主総会議事録等から明らかでない場合には、当該申請は受理されない(商事法務1326-45)。

- ◇ 第三者有利発行の場合には、新株発行決議の日と払込期日との間に2週間の期間を置く必要はないが、この場合には、当該新株発行が第三者有利発行であることを証するために『株主総会議事録』を添付する。
- ◇ 株主以外の第三者に対し、特に有利な価額で新株を発行する場合、定款にその旨の定めがあるときでも、その者に対して発行することができる株式の額面無額面の別、種類、数及び最低発行価額について株主総会の特別決議が必要であるが、当該決議は新株発行の効力とは直接関係するものではなく、新株発行による変更登記の申請書には当該決議があったことを証する書面の添付は不要(昭30. 6. 25民甲1333号、商280の2Ⅱ)。
⇒閉鎖会社が株主以外の者に対して新株を発行する場合には株主総会の特別決議を要し、その瑕疵・欠缺が新株発行の無効原因となるため、新株発行による変更登記の申請書には、当該『株主総会議事録』を添付しなければならない(平2. 12. 25民四5666号)。
- ◇ 閉鎖会社が株主以外の者に対して新株を発行する場合及び株主以外の第三者に対して特に有利な価額で新株を発行する場合に必要とされる株主総会の特別決議の効力は、**決議後最初に発行する新株**で、かつ、**6カ月以内に払込をなすべきもの**に限られる(商280の2Ⅳ)。
※払込期日後における、失権株の再募集は、別個新たな新株発行であり、改めて株主総会の特別決議を要する。
- ◇ 閉鎖会社において株主割当により新株発行の決議をしたが、株主が新株引受権を行使しないことにより、失権株が生じた場合において、株主以外の者が払込期日前にその失権株を引き受けるときは、特に有利な発行価額で第三者に株式を発行するなどの場合を除いて、株主総会の特別決議を要しない(味村・新訂詳解商業登記(上)P725)。
⇒払込期日までには払込みがなされなかったことによる失権株の発行。
- ◇ 払込期日前に、既に全額の引受及び払込が完了した場合、払込期日を繰上げる旨の『取締役会議事録』を添付して新株発行による変更登記申請が可能(昭37. 6. 13民甲1563号)。
⇒払込期日を延期する場合には、払込期日の延期に係る『取締役会議事録』及び『**株式申込人全員**の同意書』を添付する(昭40. 1. 13民甲79号)。
- ◇ 新株発行に際して、株式の払込を取り扱う銀行または信託会社を変更したときは、新株発行による変更登記の申請書に『裁判所の許可』を添付することを要する(規82Ⅰ)。
- ◇ 配当優先株式の発行による変更登記を申請する場合、発行された優先株式の数及びその優先配当額は、登記用紙と同一用紙中の『発行済株式の総数並びに種類及び数』の欄に記載されるが、これらの登記事項を登記用紙と同一の用紙に記載して申請しなければならない旨の規定はなく、申請書の『登記すべき事項』に直接記載して申請すれば足りる(平2. 12. 25民四5666号記載例参照)。

〈新株発行無効〉

- ◇ 代表取締役が新株発行差止の仮処分違反して新株を発行した場合には、新株発行の無効原因となる(最判平5. 12. 16)。
⇒代表取締役が有効な取締役会決議を経ずに新株を発行した場合(最判昭36. 3. 31)や株主総会の決議を経ることなく株主以外の者に対して特に有利な発行価額で新株を発行した場合(最判昭40. 10. 8、最判昭46. 7. 16)等は、新株発行の無効原因とはならない。
- ◇ 新株発行無効の訴えにおける提訴権者は、株主、取締役及び監査役に限定されている(商280の15Ⅱ)。
※小会社の監査役は、新株発行無効の訴えを提起することはできない(監特25)。
- ◇ 新株発行無効の請求が認諾され、原告が勝訴した場合には、本店及び支店所在地において裁判所の嘱託によりその登記がなされる(商280の16・137、非訟139⑦)。

〈株式譲渡制限に関する変更〉

- ◇ 商法上制限が可能なのは株式の譲渡であり、名義書換について取締役会の承認を要する旨の定款の定めは無効であり、登記することはできない(昭42. 2. 3民甲227号)。
⇒株式の質入れについても、取締役会の承認を要する旨の定め不可。
- ◇ 株式の譲渡制限の規定を設ける定款変更決議をした後、当該規定の効力が生じる前に、取締役決議により新株発行し、その後に株券提供公告をなし、公告期間満了後になされた株式譲渡制限の規定の設定の登記申請は受理されない(昭51. 3. 18民四2157号)。
- ◇ 転換社債または新株引受権付社債を発行している会社は、当該転換請求権または新株引受権を行使し得る期間の経過前においては、株式の譲渡制限に関する定めの設定の登記を申請することはできない(商348Ⅲ)。
※転換請求権又は新株引受権が全て行使されるなどして消滅しない限りは、転換社債権者又は新株引受権付社債権者全員の同意を得ても、株式譲渡制限の定めを設定し、その登記を申請することはできない(登記研究622-153、商事法務1541-33)。
- ◇ 株式の譲渡制限の規定を設定するときは、現に株券を発行していない場合でも、株券提供公告を省略することはできない(昭36. 3. 3民甲531号)。
- ◇ 株式の譲渡制限に関する規定の設定については、株券提供公告の他、株主名簿上の株主や質権者に対しての通知も必要であるが、変更登記の申請書には当該通知をしたことを証する書面の添付は不要(86の2、商350Ⅰ)。
- ◇ 株式譲渡制限の定めの設定による変更登記を申請する場合において、それが初めて『その他の事項』欄にする登記であっても、予備欄と同一の用紙に記載することを要しない。
⇒申請書に直接記載すれば足りる

〈株式分割〉

- ◇ いかなる種類の株式分割であっても、分割後の1株あたりの純資産額は5万円を下ることを得ないため、常に『最終の貸借対照表』の添付を要する(商218Ⅱ)。
※無額面株式の分割においても同様。
- ◇ 株式分割において株券提供公告が必要な場合は、①額面株式の分割で、②分割により券面額の変更を伴い、③株券提出不要の決議がなされなかった場合のみである。
- ◇ 株式の分割にあたって、株券等の提出を要しない場合には、割当日の日の2週間前に割当日の公告をしなければならないが、当該割当日の公告をしたことを証する書面の添付不要。

〈抱合せ増資〉

- ◇ 抱合わせ増資による新株発行後の1株(1単位)あたりの純資産額は、5万円を下ることを得ないため、『最終の貸借対照表』の添付を要する(商280の9の2Ⅰ)。
※別途利益の存在を証する書面の添付不要。

〈株式併合〉

- ◇ 株式の併合は株主総会の特別決議によることを要し、変更登記の申請書には『株主総会議事録』を添付する(79Ⅰ、商214)。
- ◇ 出資単位引上げのための株式併合は、併合前の1株あたりの純資産額が5万円未満であり、かつ併合後の1株あたりの純資産額が5万円以上であることが必要であるため、そのことを証明するため『最終の貸借対照表』を添付することを要する(商214)。
⇨資本減少及び合併のための株式併合の場合には、純資産額制限はなく、『最終の貸借対照表』の添付不要。
- ◇ 株式の併合の場合には、株券提供公告期間満了の時にその効力を生ずるため、常に株券提供公告が必要であり、変更登記の申請書には『株券提供公告をしたことを証する書面』を添付する(84の2、商215)。
※株式併合決議において、併合に適する株式の数を記載した株券の提出を要しない旨を定めることができるが、この場合でも、併合に適さない株式の数を記載した株券の提出は必要であり、その内容を公告しかつ通知しなければならない(84の2、商214Ⅱ・215Ⅰ)。
- ◇ 株式併合による変更登記申請は、『株主全員の期間短縮の同意書』を添付しても、株券提供公告期間(1カ月を下らない)経過後でなければ受理されない(昭36. 6. 5民甲1343号)。
- ◇ 単位株制度を採用している会社が出資単位引き上げのための株式併合を行った場合、当然に一単位の株式の数が失効するため、株式併合による変更登記と同時に、その旨の登記を申請しなければならない(商57. 7. 20民四4455号)。

◇ 出資単位引上げのための株式併合と資本減少のための株式併合の比較

	出資単位引上げのための株式併合	資本減少のための株式併合
純資産額制限	有	無
債権者保護手続	不 要	要
株券提供公告	要	要
登 記 事 項	額面株式1株の金額 発行済株式の総数 発行する株式の総数	資本の額 発行済株式の総数 発行する株式の総数
授權枠の減少割合	併合比率に比例して減少する	減少数に応じて減少する
効 力 発 生 日	株券提供公告期間の満了日の翌日	債権者保護手続の完了日、または株券提供公告期間の満了日の翌日のいずれか遅いほう

〈転換株式〉

- ◇ 転換の条件及び転換を請求することができる期間を定款で定めなかった場合において、会社の設立に際して転換株式を発行するときは、**発起人全員**の同意をもって定め、会社成立後に転換社債を発行するときは、原則として、取締役会が決定する(商222の2Ⅱ)。
- ◇ 一度行使された優先株式の授權枠は復活せず、株式の転換によって発行済優先株式が減少した場合には、発行済株式の総数、発行済株式の種類及び数の変更とともに、発行する株式の総数、発行する各種株式の数の変更登記の申請を要する(平2. 12. 25民四5666号)。

〈ストック・オプション制度〉

- ◇ スtock・オプションには、自己株式譲渡方式によるストック・オプションと新株引受権方式によるストック・オプションとがあるが、自己株式譲渡方式の場合、登記事項は発生しない。
- ◇ 改正法により、自己株式譲渡方式によるストック・オプションと新株引受権方式によるストック・オプションを併用することができることとなった(商210の2Ⅳ・280の19Ⅲ)。
※但し、付与できる限度は、両者を併せて発行済株式総数の10分の1以下。
- ◇ 新株引受権方式によるストック・オプションを採用するには、正当の理由を要し、更に、定款に取締役及び使用人に新株引受権を与えることができる旨を定め、かつ、その旨を登記しなければならない(商280の19Ⅰ・188Ⅱ③・175Ⅱ④の3)。
⇒事 由 新株の引受権の付与に関する規定の設定
事 項 年月日設定
新株の引受権の付与に関する規定
当社は、取締役及び使用人に商法第280条の19第1項
の規定の新株の引受権を与えることができる
免許税 金3万円
添付書類 株主総会議事録

- ◇ 具体的に、新株引受権を取締役等に付与するためには、株主総会において、新株引受権の付与を必要とする理由を開示して、付与の対象となる取締役等の氏名、新株引受権の目的である株式の額面無額面の別、種類、数及び発行価額並びに権利行使期間と権利行使の条件について特別決議を得て、その旨を登記しなければならない(商280の19 II VII)。

⇒事 由 新株引受権の付与決議
 事 項 別紙のとおり
 免許税 金9万円
 添付書類 株主総会議事録

商号 株式会社甲野商事
新株引受権の行使により発行すべき株式 第何回総会で決議された新株の引受権の行使 により発行すべき株式 新株の引受権 目的たる株式 額面普通株式 何株 発行価額 一株 金何円 新株の引受権を行使することができる期間 平成年月日から平成年月日まで

- ◇ スtock・オプションとしての新株引受権は、譲渡することができない(商280の20)。
- ◇ 新株引受権の行使により新株が発行された場合には、本店所在地において、毎月末日現在より2週間内に、変更登記をしなければならない(商280の22IV・222の7)。

⇒事 由 新株引受権の行使
 事 項 年月日次のとおり変更
 発行済株式の総数 何株
 資本の額 金何円
 新株引受権の目的である株式の総数 何株
 免許税 資本増加額×7/1000(但し、3万円に満たないときは3万円)
 添付書類 新株引受権行使証明書
 株式払込金保管証明書
 取締役会議事録(払込剰余金の定めのある場合のみ添付)

〈転換社債・新株引受権付社債〉

(転換社債)

- ◇ 株主以外の者に対して特に有利な転換条件を付した転換社債を発行するには、株主総会の特別決議を要するが、当該『株主総会議事録』の添付不要(昭49. 4. 2民四1585号)。

※新株の第三者有利発行の場合と同じ。

⇨閉鎖会社における転換社債の発行

- ◇ 転換社債を発行する場合には、転換社債の総額、発行価額、転換の条件、転換によって発行すべき株式の内容、転換を請求し得るべき期間及び募集の方法を公告し、また株主に対して通知しなければならないが、当該公告及び通知をしたことを証する書面を添付すべき規定はない(商341の2の2)。

- ◇ 転換請求期間を延長するには、あらかじめ裁判所の許可を得た上、召集された社債権者集会において転換請求期間を延長する旨の決議をし、その決議の効力要件である裁判所の認可を受けることを要するため、その変更登記の申請書には、取締役会議事録及び社債権者集会議事録のほか、『裁判所の認可決定書』を添付しなければならない(商事法務1297-45)。
- ◇ 転換条件の変更については、社債権者集会の決議を経ることを要するが、社債権者全員の同意が得られる場合にまで社債権者集会の決議を要求する必要はなく、取締役会決議及び社債権者全員の同意を得て、転換条件を変更する登記を申請することができる(平8.7.25民四1349号、登記研究590-161)。
- ◇ 転換社債の転換請求期間が満了すると、もはや転換請求をすることができず、期間満了後は普通社債となるため、転換社債の登記を抹消しなければならないが、職権で抹消すべき規定が存在しないため、会社が申請することになる(登記研究481-135)。
- ◇ 転換社債の転換による変更登記の申請書には、『社債転換請求書』を添付しなければならないが、払込を取り扱った銀行又は信託会社の『株式払込金保管証明書』は添付不要。
- ◇ 転換社債の転換、または新株引受権付社債の新株引受権行使による変更の登記の申請書には、払込剰余金の定めがある場合を除き、『取締役会議事録』の添付は不要(商341の2Ⅱ⑤・341の8Ⅱ④参照)。

(新株引受権付社債)

- ◇ 新株引受権付社債の発行は、定款に株主決議による旨の定めがある場合を除いて、取締役会決議による(商341の8Ⅱ)。
- ◇ 新株引受権付社債の新株引受権行使による変更の登記の申請書には、『新株引受権行使請求書』を添付することを要する(82の2、商341の16Ⅰ)。
※新株引受権の行使の受理について発行会社から代理権を授与された金融機関又は証券会社があるときは、これらの者が作成した『新株引受権行使請求取扱証明書』を添付する。
- ◇ 新株引受権付社債の新株引受権を行使する場合に、社債権者から請求があったときは、新株引受権付社債の償還に代えて、その発行価額をもって新株の発行価額の払い込みがあったものとしてことができ、この場合には、新株引受権付社債の総額は当然に減少する(商341の8Ⅱ⑥、代用払込制度)。
※代用払込の場合、株式払込金保管証明書の代わりに『代用払込請求を証する書面』を添付(82の3②)。

- ◇ 新株引受権の行使期間の満了後に、非分離型新株引受権付社債の全部償還が行われた場合でも、社債の全部償還による新株引受権付社債の抹消の登記を申請することができるが、分離型新株引受権付社債の場合には、行使期間満了による新株引受権付社債の抹消の登記を申請する(商事法務1334-98)。

※分離型新株引受権付社債の場合、社債の償還による新株引受権付社債に関する変更又は抹消の登記を申請することはできない。

- ◇ 新株引受権が全て行使された場合、新株引受権付社債は通常の社債となり、発行済株式の総数並びに種類及び数、資本の額に関する変更の登記の申請と同時に新株引受権付社債の抹消の登記を申請しなければならない(昭56.9.7民四5477号)。

⇒事由:新株引受権の全部行使

事項:年月日次のとおり変更

発行済株式 何株

資本の額 金何円

同日第何回新株引受権付社債の引受権全部行使

〈株式交換・株式移転〉

(株式交換)

- ◇ 会社が株式交換をするには、株式交換契約書を作成し、完全子会社となる会社において株主総会の**特別決議**による承認を要し、株式交換による変更登記の申請書には、完全子会社の『株主総会議事録』を添付しなければならない(89の2Ⅱ、商353ⅠⅣ)。

- ◇ 完全親会社となる会社の変更登記の申請書には、完全子会社となる会社の実在を証明するため『登記簿謄本』を添付する(89の2③)。

※登記簿謄本は作成後3カ月以内のものでなければならない(規92、56)。

- ◇ 完全親会社となる会社が株式交換により定款を変更して株式の譲渡制限の定めを設ける場合、完全子会社となる会社にその定めがないときは、**完全親会社となる会社**は、定款を変更して株式の譲渡制限を設ける旨及び1カ月を下らない一定期間内に株券及び端株券を会社に提出すべき旨を公告し、かつ、株主名簿に記載のある質権者には各別に通知をすることを要するため、株式交換による変更登記の申請書には、『株券提供公告をしたことを証する書面』を添付しなければならない(89の2④、商353Ⅵ、350Ⅰ)。

- ◇ 株式交換をする場合、**完全子会社となる会社**は、株式交換の承認決議をした旨、1カ月を下らない一定期間内に株券及び端株券を会社に提出すべき旨並びに株式交換の日において株券及び端株券は無効となる旨を公告し、かつ、株主名簿に記載のある質権者には各別に通知をすることを要するため、株式交換による変更の登記の申請書には、『株券提供公告をしたことを証する書面』を添付しなければならない(89の2⑦、商359Ⅰ)。

◇ **完全親会社となる会社**は、株式交換の日から、本店所在地においては2週間、支店所在地においては3週間内に変更の登記ををしなければならない(商352Ⅱ、188Ⅱ・Ⅲ、67)。

◇ 完全親会社となる会社の取締役及び監査役であって株式交換前に就職した者は、株式交換契約書に別段の定め記載ある場合を除き、株式交換後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の終結時に退任する(商361)。

(株式移転)

◇ 株式移転をする場合には、設立する完全親会社の定款の規定につき、完全子会社となる会社において株主総会の特別決議による承認を要し、株式移転による設立登記の申請書には、完全子会社の『株主総会議事録』を添付しなければならない(89の3Ⅰ①、商365Ⅰ)。

◇ 完全親会社となる会社の設立登記の申請書には、完全子会社となる会社の実在を証明するため『登記簿謄本』を添付する(89の3Ⅰ①、89の2②③)。

※登記簿謄本は作成後3カ月以内のものでなければならない(規92、56)。

◇ 株式移転をする場合、**完全子会社となる会社**は、株式移転の承認決議をした旨、1カ月を下らない一定期間内に株券及び端株券を会社に提出すべき旨並びに株式移転の日において株券及び端株券は無効となる旨を公告し、かつ、株主名簿に記載のある質権者には各別に通知をすることを要するため、株式移転による設立の登記の申請書には、『株券提供公告をしたことを証する書面』を添付しなければならない(89の3Ⅰ④、商368Ⅰ)。

(株式の消却)

◇ 株式の消却の方法と申請添付書類

資本減少の規定に定められた 手続による方法(商212Ⅰ本文)	強制消却	①株主総会議事録 ②債権者保護手続に関する添付書面 ③株券提供公告をしたことを証する書面
	任意消却	①株主総会議事録 ②債権者保護手続に関する添付書面
定款の規定に基づき株主に配 当すべき利益をもってする方法 (商212Ⅰ但書)	強制消却	①利益の存在を証する書面 ②株主総会議事録 ③取締役会議事録 ④株券提供公告をしたことを証する書面
	任意消却	①利益の存在を証する書面 ②株主総会議事録 ③取締役会議事録
定時総会の特別決議をもって株式を買い 受けて消却する方法(商212の2)		①定時総会株主総会議事録 ②取締役会議事録
公開会社が定款の規定に基づき取締役会 の決議により消却する方法(消特3Ⅰ)		①定款 ②取締役会議事録

(定款の規定に基づき株主に配当すべき利益をもってする株式の消却)

- ◇ 定款の規定に基づき株主に配当すべき利益をもってする株式の消却の場合、株主に配当すべき利益を株式の消却に当てることについて、株主総会の決議が必要であり、また、具体的な消却の時期については取締役会が決定するため、その変更登記の申請書には、『株主総会議事録』のほか『取締役会議事録』の添付を要する。
※単なる利益処分案の一事項として、株主総会の普通決議で足りる。
⇒登記の事由は『利益による株式の消却』

(定時総会の決議による株式の消却)

- ◇ 定時総会の決議により消却を目的として自己株式を取得するには、決議後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の終結までに買い受けるべき株式の種類、総数及び取得価額の総額を定時株主総会において決議しなければならず、また、当該決議は取締役が自己株式の取得を授権するものであり、会社が現実に自己株式を取得するには消却を目的として取得する株式の数及び買付価格並びにその時期を取締役会において決議しなければならず、その変更登記の申請書には、『株主総会議事録』のほか『取締役会議事録』の添付を要する(商212の2Ⅱ・210の2Ⅱ①・260Ⅱ、平6. 9. 20民四5868号)。
- ◇ 定時総会の決議による株式の消却は配当可能利益の範囲内で行うべきものであるが、配当可能利益を原資として行うものではないから、利益の存在を証する書面としての『最終の貸借対照表』の添付を要しない(平6. 9. 20民四5868号)。
⇒定款の規定に基づく株式の消却の場合には、決算期に確定した配当可能利益を財源として消却するため、利益の存在が必要であり、『利益の存在を証する書面』の添付を要する(86)。

(消去特例法による株式の消却)

- ◇ 公開会社においては、定款をもって、取締役会の決議により自己株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができ、この場合における、株式の消却の登記の申請書には、定款にその定めがあることを証するため、『定款』を添付する(規82Ⅰ)。
⇒登記の事由は『消去特例法による株式の消却』

〈資本減少〉

- ◇ 資本を減少するには、株主総会の特別決議によって、資本を減少する旨、減少する資本の額及び資本減少の方法を定めなければならない(商375Ⅰ・376Ⅰ)。
※資本減少の方法は、必ず株主総会の特別決議によって定めることを要し、取締役会その他の機関に一任することはできない(大判大15. 3. 27)。
- ◇ 資本減少の方法
 - ①資本の額のみを減少する方法
 - ②券面額を減少する方法
 - ③発行済株式数を減少する方法(株式消却・株式併合)

- ◇ 株式の任意消却による資本減少の登記の場合には、株主から任意に株券の提供を受けるため、株券提供公告は不要(味村・新訂詳解商業登記(上)P824)。
⇒強制消却の場合には、株券提供公告をすることを要し、当該変更登記の申請書には『株券提供公告をしたことを証する書面』の添付を要する(商212Ⅱ・215Ⅰ)。
- ◇ 額面株式のみを発行している会社が、資本の額のみを減少する方法により資本の額を減少する場合において、減資後の資本の額が額面株式1株の金額に発行済株式の総数を乗じた額(株金総額)未滿となるときは、資本減少による変更登記を申請することはできない(商213Ⅲ・218Ⅱ前段参照、昭38. 5. 14民甲1353号)。
- ◇ 株式併合の方法により資本を減少した場合における変更登記の申請は、『株主全員の期間短縮の同意書』が添付されていても、商法377条所定の期間経過後でなければ受理されない(昭36. 6. 5民甲1343号)。
- ◇ 株式の数を減少する方法により資本を減少した場合、株主総会で定款変更の決議がなされなかった場合でも、当然に『会社が発行する株式の総数』も発行済株式の総数の減少分につき減少するが、その際、『会社が発行する株式の総数』が減少後の『発行済株式の総数』の4倍を超えることとなる場合でも変更登記申請ができる(通説、昭38. 2. 9民四17号)。
⇒出資単位引き上げのための株式併合の場合には、『会社が発行する株式の総数』は株式の併合比率に比例して減少する(昭57. 11. 13民四6854号)。
- ◇ 資本減少の場合及び資本減少を伴う組織変更の場合には、会社は減資に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を**官報**に公告し、かつ知れたる債権者に対して各別に催告しなければならない(商376Ⅱ・100Ⅰ、有58Ⅰ・68・64Ⅰ・67Ⅰ)。
⇒合併の場合、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞に掲げてするときは、知れたる債権者に対する各別催告の省略可(商412Ⅰ但書、有63Ⅰ)。
- ◇ 資本減少に異議を述べた債権者がいる場合には、原則として、資本減少による変更登記の申請書には、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、または信託したことを証する書面を添付することを要するが、資本を減少しても債権者を害するおそれがない場合には、債権者が異議を述べた場合でも、弁済等の処置は不要であり、この場合、『資本を減少しても債権者を害するおそれがないことを証する書面』を添付すれば足りる(商376Ⅱ、商100Ⅲ但書)。

〈解散〉

- ◇ 株式会社の解散事由
 - ①存立時期の満了その他定款所定の解散事由の発生(商404①・94①)
 - ②会社の合併(商404①・94③)
 - ③会社の破産(商404①・94⑤)
 - ④解散を命ずる裁判(商404①・94⑥)
 - ⑤株主総会の決議(商404②)

- ◇ 株式会社が解散した場合には、合併及び破産の登記の場合を除き、本店及び支店の所在地において解散の登記をしなければならない(商416 I、96)。
※当該解散の登記がされた場合には、登記官の職権により取締役及び代表取締役の登記は抹消される(規89)。
- ◇ 合併における設立又は変更登記と解散登記は、本店所在地においては同時に申請することを要するが、支店所在地においては同時に申請することを要しないため、支店所在地における合併による解散の登記を申請する場合には本店所在地において登記したことを証する『登記簿謄抄本』を添付する(56 II、69 III、77、92、101)。
⇨組織変更における設立登記と解散登記は、本店所在地だけでなく、支店所在地においても、同時申請することを要するので、解散の登記の申請書には添付書類は不要(102 II・73 I)。
- ◇ 合併による解散の登記の申請書には何らの添付書類も不要(69 IV)。
※合併による解散の登記は、合併による設立または変更の登記と同時申請することが義務付けられている為(69 II III)。
- ◇ 組織変更による解散の登記については添付書類は不要であり、代理人による申請の場合であっても、代理権限を証する書面の添付は不要(93 II)。
⇨本店移転

◇ 解散を命ずる裁判

	解散命令(商58)	解散判決(商406の2)
要件	会社の存在ないし行動が公益を害する場合	会社が自治能力を喪失した場合において、やむを得ない事由があるとき
請求権者	法務大臣または株主、債権者その他の利害関係人	発行済株式の総数の10分の1以上にあたる株式を有する株主
解散登記	裁判所の嘱託によりなされる(非訟135)	

- ◇ 株式会社について更生開始の決定をしたときは、裁判所は職権で遅滞なく、嘱託書に『決定書の謄本または抄本』を添付して更生手続開始の登記をその会社の本店または支店の所在地の登記所に嘱託しなければならない(会更17 I)。
※株式会社の更生手続開始の登記をする場合において、当該会社について、整理開始の登記があるときは、その登記は登記所の職権により抹消される(会更20 II)。
- ◇ 特別清算開始の命令があった場合には、その登記は裁判所の嘱託によりなされる(商433・382、非訟138の15・135の35)。
※株式会社の清算の遂行に著しい支障をきたすべき事情があると認めるとき又は会社に債務超過の疑いがあると認めるときは、裁判所は、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で会社に対し特別清算の開始を命ずることができる(商431 I)。

〈清算人・代表清算人〉

- ◇ 解散の登記と清算人選任の登記は、必ずしも同時に申請することを要しない。
⇒民法法人の場合、解散の登記と清算人の登記は同時申請が要求されている(民77I)。
- ◇ 裁判所が選任した清算人の就任登記も、当事者の申請によりなされる。
⇒解任は裁判所の嘱託による。
- ◇ 取締役の職務代行者のいる会社が解散した場合、職務執行停止中の取締役が法定清算人に就任することになるが、その職務である清算手続は、取締役の職務代行者が当該清算人の職務代行者として行う(商事法務1438-35)。
- ◇ 破産宣告と同時に破産廃止の決定がなされた場合は登記簿を閉鎖するが、破産廃止となった会社でも残余財産があるときはなお清算中の会社として存続するため、閉鎖した登記用紙を回復して清算人就任の登記の申請がなされる場合がある(昭34. 4. 15民甲773号)。
⇒個人が破産した場合において、破産宣告と同時に破産廃止決定がされると宣告後の破産手続は行われないことから、破産管財人は選任されない。
- ◇ 破産会社について裁判所により清算人が選任されたことに基づく清算人選任の登記を申請することができる(昭57. 11. 22民四7006号)。
※会社が破産によって解散した場合、破産宣告と同時に破産管財人が選任され、破産財団に属する財産の管理処分権は破産管財人に専属することとなるが、破産会社における組織法上の行為に関する事項(本店移転等)については、破産によって退任した取締役が権利義務者としてその権利を行使し、組織法上の行為以外の事項(破産会社の財産でありながら破産財団に属しない財産に関する事項)については裁判所が選任した清算人が行使する。
- ◇ 設立無効の判決が確定した場合には、判決確定の時に解散があったものとみなし、解散の場合に準じて清算の手続を開始することになるが、この場合、清算人は利害関係人の請求により裁判所が選任する(商428Ⅲ・138後段)。
⇒裁判所が清算人を申請した場合でも、その選任の登記は、清算人が申請することになり、その申請書には、裁判所の『清算人選任決定書正本(又は認証のある謄本)』を添付しなければならないが、清算人の就任承諾を証する書面の添付は不要。
- ◇ 休眠会社の整理により解散したものとみなされた株式会社については、定款に別段の定めがある場合を除き、解散時において取締役であった者が清算人となるため、解散後の株主総会において清算人を選任した場合、清算人の変更となり、当該清算人の選任による就任の登記のみを申請することはできず、その前提として法定清算人の就任及び退任の登記をすることを要する(昭49. 11. 15民四5938号)。

- ◇ 清算人就任の登記未了の状態、清算人が資格喪失し、法律又は定款に定めた員数を欠くに至ったため、利害関係人の請求により仮清算人が選任された場合、当該仮清算人の登記をするには、その前提として清算人の登記をすることを要する(昭51. 8. 4民四4480号)。
- ◇ 株主総会において、解散の決議とともに取締役全員を清算人に選任した場合、法定清算人には該当しないため、清算人就任の登記の申請書には『定款』の添付は要せず、『株主総会議事録』及び当該清算人の『就任承諾書』を添付する。
- ◇ 清算人は、取締役のように会社の営業を前提とした機関ではなく、会社の盛衰を担うほどの力量は求められておらず、その選任決議の定足数は、定款をもってすれば、発行済株式の総数の3分の1未満に下すことができる(商430Ⅱ、商256の2不準用)。
- ◇ 清算人を2名以上選任した場合には代表清算人の選任を要するため、清算人を2名以上選任した場合の最初の清算人の登記の申請書には、代表清算人の選任に関する『清算人会議事録』の添付を要する(商430Ⅱ、商261)。
※定款に清算人の員数の定めがない場合、清算人は1人でもよい(昭26. 8. 6民甲1619号)。
- ◇ 清算人全員を代表清算人に選任することもできるが、代表清算人の登記は、会社を代表しない清算人がいるときになすべきものであって、清算人全員に代表権を与えた場合には、当該代表清算人の登記を申請することができない。
※但し、この場合においても、清算人選任の登記の申請書には、代表清算人の選任にかかる『清算人会議事録』を添付する(登記研究161-48)。
- ◇ 代表清算人の就任登記の申請書には、就任承諾書及び清算人会議事録の印鑑につき、市区町村長作成に係る『印鑑証明書』の添付不要(規82ⅡⅢ不準用、昭43. 2. 16民甲303号)。
- ◇ 代表清算人でない清算人を1人残し、他の清算人全員が辞任した場合、当該清算人からする他の清算人の辞任による変更登記の申請は受理される(平8. 9. 6民四1565号)。
- ◇ 株主の請求により清算人解任の裁判があった場合、清算人解任の登記は裁判所の嘱託登記によってなされる(非訟139①)
※裁判所は重要な事由があり、**6カ月前**から引き続き発行済株式の総数の**100分の3以上**にあたる株式を有する株主の請求があった場合には、清算人を解任可(商426Ⅱ)。

◇ 最初の清算人の就任登記における添付書類(62)

	法定清算人	定款の規定	株主総会の選任	裁判所の選任
登記の事由	年月日清算人の就任		年月日清算人の選任	
添付書類	定款	定款 就任承諾書	株主総会議事録 就任承諾書	選任決定書正本又は認証のある謄本

〈清算終了〉

- ◇ 株式会社の解散の登記及び清算人就任の登記が未了のまま清算が終了した場合、解散の登記、清算人就任の登記及び清算終了の登記の一括申請可(登記研究429-127)。
- ◇ 清算事務終了後、清算人は決算報告書を作り株主総会の承認を受け、この承認によって清算は終了し法人格は消滅するため、清算終了の登記の申請書には決算報告書を添付した旨の記載のある『株主総会議事録』を添付しなければならない(92・64Ⅱ、商427)。
- ◇ 清算手続には、会社債権者への催告が必要とされているが、催告をしたことを証する書面は、清算終了の登記申請書の添付書面とはされていない(92・64Ⅱ準用、商421)。
⇒有限会社においても同じ(101・92準用、有75、商421準用)。
- ◇ 清算終了の登記の登録免許税は、本店所在地であると支店所在地であるとを問わず1件につき**金2,000円**である(登録税別表1. 19. (4)ハ)。

〈継続〉

- ◇ 株主総会の特別決議によって、会社継続の決議が為されたときは、同時に新たな取締役及び代表取締役を選任することを要するので、継続の登記は代表取締役の申請によってする(昭25. 1. 3民甲72号)。
- ◇ 定款所定の存立時期の満了後、解散の登記前に存立時期の定めを廃止して会社を継続した場合、まず解散及び清算人の就任の登記をした後、会社継続及び存立時期の廃止の登記を申請しなければならない(昭39. 1. 29民甲206号)。
- ◇ 会社継続の登記の申請書には、代表取締役の就任承諾書の印鑑につき市区町村長作成に係る『印鑑証明書』の添付を要する(規82Ⅱ)。
- ◇ 会社継続の登記の申請書には、代表取締役を選任した取締役会議事録の印鑑につき市区町村長作成に係る『印鑑証明書』の添付を要する(規82Ⅲ、昭43. 2. 16民甲303号)。
※取締役会議事録の印鑑と従前の代表取締役が登記所に提出している印鑑とが同一の場合でも省略不可。

〈合併〉

- ◇ 合併契約書が承認されたときは、その承認決議の日(簡易合併の場合は合併契約書作成の日)から2週間以内に債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に会社に申し出るべき旨を官報に公告し、かつ知れたる債権者には各別に催告しなければならない(商412ⅠⅡ、413の3Ⅸ、商100Ⅰ後段)。
※合併の場合、資本の増減に関係なく債権者保護手続を要する。

- ◇ 異議申述公告に対し異議を述べた債権者があるときは、会社はその者に対し弁済をし、もしくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済させることを目的として信託会社に相当の財産を信託しなければならず、この場合『弁済等をしたことを証する書面』の添付を要する(90③)。
※合併をしてもその者を害するおそれがない場合には、その者に対する弁済は不要であり、この場合、『合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面』の添付を要する(90③、平9. 9. 19民四1709号)。
※異議を述べた債権者がいない場合において、異議を述べた債権者がいないことを証する書面を添付することを要しない。
- ◇ 新設・存続会社を有限会社とする場合には、株式会社において社債を償還していることが必要であり、有限会社の合併による設立・変更の登記の申請書には『社債を償還したことを証する書面』を添付する(98⑤、93 I ⑤)。
⇒有限会社に組織変更する場合も同じ(93 I ⑤)
- ◇ 公正取引委員会への届出受理年月日は、申請書の記載事項とされているが、届出受理証を添付することは要しない(規102、昭39. 6. 12民甲2071号)。
⇒事由:平成何年何月何日吸収(新設)合併の手續終了
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条第2項の規定による届出は、平成何年何月何日に受理された。

(吸収合併)

- ◇ 消滅会社の合併による株式の分割については、最終の貸借対照表により分割後の1株当たりの純資産額が5万円を下る場合であってもすることができる(商413)。
- ◇ 合併により資本を増加する場合には、合併による変更登記の申請書には、その『限度額を証する書面』の添付を要する(90⑦、商413の2)。
※合併による資本増加額は、商法413条の2の規定する限度額の範囲内であれば足り、存続会社の資本増加額が消滅会社の資本の額より少ない場合でも、資本減少の手續きをとる必要はない(平9. 9. 19民四1709号)。
- ◇ 存続会社につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定を合併契約書に記載しなければならず、合併による変更登記の申請書には、合併に際して就任する取締役又は監査役があるときは、これらの者の『就任承諾書』を添付する(90⑧、商409⑧、平9. 9. 19民四1709号)。
※任期については、商法414の3の適用はなく、一般原則に従う
- ◇ 存続会社の取締役及び監査役であって合併前に就職した者は、合併契約書に別段の定め記載あるときを除き、合併後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時に退任する(商414の3、平9. 9. 19民四1709号)。

- ◇ 『合併に際して』とは、合併の効力発生時である合併による変更登記の申請日であり、合併契約書に記載される合併期日より後の日であるため、合併契約書に合併期日に就職する旨の記載のある取締役又は監査役は、『存続会社につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役』には該当せず、『存続会社の取締役及び監査役であって合併前に就職した者』に該当するため、商法414条の3の適用を受け、合併後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時に退任する(商事法務1487-41)。
- ◇ 合併契約書に定款変更の旨の記載があり、それが登記すべきものであるときは、合併による変更登記と併せて定款変更による変更登記の申請を要する(平9. 9. 19民四1709号)。
- ◇ 吸収合併における報告総会の制度は、平成9年の改正により廃止されたため、合併による変更登記の申請書に存続会社の報告総会の議事録を添付することを要しない。
- ◇ 存続会社が消滅会社から転換社債を承継した場合であっても、合併登記の一事項とされ、別途登録免許税が課されることはない(昭15. 11. 21民甲1446号)。

(簡易合併)

- ◇ 簡易合併の要件
 - ①株式会社を存続会社とする吸収合併であること
 - ※消滅会社は、株式会社以外の場合であっても差し支えない。
 - ②存続会社の合併に際して発行する新株の総数がその会社の発行済株式総数の20分の1以下であり、且つ、合併交付金の金額が最終の貸借対照表によりその会社に現存する純資産額の50分の1以下であること
 - ※合併交付金を定めた場合には、『最終の貸借対照表』を添付する。
- ◇ 簡易合併の場合、存続会社についてする合併による変更登記の申請書には、承認総会の議事録に代えて、『取締役会議事録』を添付を要する(79Ⅰ、平9. 9. 19民四1709号)。
 - ⇨消滅会社は、簡易合併の場合でも、従来どおり特別決議による承認を要する(商408ⅠⅢ)。
- ◇ 簡易合併を行う場合において、合併交付金を定めたときは、その金額が会社に現存する純資産額の50分の1以下であることを証するために、合併による変更登記の申請書には、『最終の貸借対照表』を添付する(79Ⅱ、平9. 9. 19民四1709号)。
- ◇ 存続会社の発行済株式総数の6分の1以上に当たる株式を有する株主が簡易合併に反対の意思を通知したときは、簡易合併の手続によることはできないため、簡易合併による変更登記の申請書には、商法413条の3第5項の規定による『反対の意思を通知した株主が有する株式の総数を証する書面』を添付する(90⑨、平9. 9. 19民四1709号)。
 - ※反対の意思を通知した株主がいない場合には、申請書に『反対の意思を通知した株主はいない』旨を記載する(同先例)。

〈組織変更〉

- ◇ 有限会社に組織変更する場合において、社員が50人を超えるときは裁判所の認可を要するため、申請書には『裁判所の認可書』を添付することを要する(19、有8 I)。
⇨株式会社と有限会社との合併に関して、存続・新設会社が株式会社の場合における裁判所の認可は平成9年の改正によって廃止された。

- ◇ 社債の発行の有無にかかわらず、『社債の償還を完了したことを証する書面』を添付することを要する(93 I ⑤)。
※社債が発行されていない場合には、『社債の償還…証する書面』として貸借対照表や社債が発行されていない旨の監査役の説明書等が考えられる(商事法務1313-32)。

- ◇ 株式会社は組織変更の決議の日より2週間以内にその決議の内容を公告し、かつ株主及び株主名簿に記載されている質権者に対して各別に通知しなければならないが、組織変更による登記の申請書には、当該通知をしたことを証する書面を添付することを要しない(有64の3)。

- ◇ 組織変更と同時に商号を変更することができる(登記研究242-72)。

- ◇ 有限会社についてする設立の登記の添付書類
 - ①株主総会議事録
 - ②定款(認証不要)
 - ③会社に現存する純資産額を証する書面
 - ④役員の就任を証する書面
 - ⑤就任承諾書
 - ⑥社債の償還を完了したことを証する書面
 - ⑦委任状
- ※資本減少を伴う場合
 - ⑧抗告及び催告をしたことを証する書面
 - ⑨異議を述べた債権者がいる場合には、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し若しくは信託をしたこと又は組織変更してもその者を害するおそれがないことを証する書面